2026年10月28日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
1	制度の概要	1.総論・制度概要	九州ふっこう応援割、熊本ふっこう応援割とは何ですか。	九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県をいう。以下同じ。）の各県が、令和８年熊本地震により、熊本のみならず、九州地方全域において宿泊予約キャンセルが多数発生しています。 観光庁が創設した九州ふっこう応援割（令和八年熊本地震観光支援事業費補助金）は、九州地方の風評被害を払拭し、旅行需要を早期に回復・喚起するため、地元の意見を踏まえつつ、旅行代金・宿泊料金の割引支援を実施し、観光再生を図るものです。 そのうち、熊本県が実施する事業が「熊本ふっこう応援割」です。熊本県での宿泊を伴う旅行商品又は宿泊サービスを旅行者が購入する際に、旅行事業者・宿泊事業者が割引を行うために必要な経費を支援する事業です。
2	制度の概要	1.総論・制度概要	宿泊事業者が参画するためには、登録申請する必要がありますか。	熊本ふっこう応援割に参画する場合は登録が必要です。 公式ホームページ掲載の内容をご確認のうえ、公式ホームページのリンクより参画登録申請をしてください。 （公式ホームページ）https:https://kumamoto-ouenwari.com/ 参画可能な宿泊事業者は以下のとおりです。 ・旅館業法第２条第１項に規定する旅館業を営む施設 ・住宅宿泊事業法（民泊新法）第3条第1項の届出にかかる住宅のうち、追加の誓約事項に同意・遵守できる施設 次のものは販売者になることはできません。 ・旅館業のうち下宿営業 ・国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設 ・風営法の適用を受ける宿泊施設 なお、クルーズ船、夜行フェリー、寝台列車等の移動交通機関等は対象外です。
3	制度の概要	1.総論・制度概要	民泊施設の登録可否について確認したい。	住宅宿泊事業法（民泊新法）第3条第1項の届出にかかる住宅のうち、追加の誓約事項に同意・遵守できる施設は参画登録可能です。
4	制度の概要	1.総論・制度概要	風営法の適用を受ける宿泊施設の登録可否について確認したい。	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」において、「専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する」施設と位置づけられている宿泊施設は登録できません。
5	制度の概要	1.総論・制度概要	「補助金」とは何ですか。	熊本ふっこう応援割における補助金とは、旅行商品・宿泊商品を販売する際に旅行代金・宿泊料金の割引を行うために必要な経費を支援し、旅行事業者や宿泊事業者の負担を軽減するために補助をする「販売補助金」です。
6	制度の概要	1.総論・制度概要	本事業の補助金申請先はどこですか。	参画登録後、「事業者マイページ」より申請可能です。 （事業者マイページログイン）https://biz.kumamoto-ouenwari-manage.com/BIZ/login.php 申請方法は、事業者マイページに掲載されている「補助金申請マニュアル」をご確認ください。
7	制度の概要	1.総論・制度概要	宿泊事業者が本事業の問合せをする窓口はどこですか。	【熊本県ふっこう応援割事務局】 TEL：0800-111-9449 受付時間：9：30～17：30（11月以降は土日祝を除く平日のみ） ※参画事業者の皆様からの申請に係る審査業務を迅速かつ円滑に進めるため、2026年11月1日（日）より、土曜日・日曜日・祝日の電話受付を休止させていただきます。 なお、平日（祝日を除く）につきましては、引き続き電話によるお問い合わせを受け付けます。
8	制度の概要	1.総論・制度概要	割引額の計算の仕方について詳しく知りたい。	以下①・②のうち、低いほうの金額を割引額とします。 ①「１宿泊契約ごとに」宿泊料金総額に対して60%を乗じます（１円未満切り捨て）。 ②「１宿泊契約１人あたり」の割引上限額（20,000円）を、宿泊合計人数で乗じます。 ※チェックインからチェックアウトまでを１宿泊契約と定義します。
9	制度の概要	1.総論・制度概要	連泊制限はあるのか。例えば、３連泊等の予約を行った場合の上限額は。	連泊制限はありませんが、「１宿泊契約１人あたり」の割引上限額は、泊数に関係なく20,000円です。
10	制度の概要	1.総論・制度概要	外国人の宿泊は本事業の対象ですか。	対象です。
11	制度の概要	1.総論・制度概要	宿泊施設のデイユース利用は割引対象か。	割引対象外です。
12	制度の概要	1.総論・制度概要	宿泊施設の日帰りプラン（食事＋入浴等）は割引対象か。	割引対象外です。
13	制度の概要	1.総論・制度概要	割引対象だったものが割引対象外になるのは、具体的にどのような場合か。	・予約が取り消された場合（取消料は利用者負担） ・予約は残っているもののノーショウ（宿泊実態がない）の場合（支払が済んでいる場合を含む） ・予約があり宿泊実態はあるが、適正に利用証明書が取得されなかった場合 ・ビジネス利用であることが発覚した場合 ・宿泊日時点で、当該宿泊施設が参画登録を取り消されている場合　等
14	制度の概要	1.総論・制度概要	割引対象商品の販売後に、割引対象外になった場合の対応について教えてほしい。	宿泊事業者が販売補助金を申請することはできませんので、該当の宿泊契約を変更又は解除するなど適切に対応ください。なお、すでに販売補助額分を差し引いた額で支払いが完了している場合は、利用者に割引相当額の追加請求を行ってください。
15	制度の概要	1.総論・制度概要	販売価格の明示の仕方について教えてください。	補助対象商品の販売にあたっては、「熊本ふっこう応援割」の割引が適用された商品であること、本来の価格、及び割引後の価格（補助適用後の価格）を明示してください。 本来の価格と割引後の価格の差額が、当該事業による助成である旨、明確である必要があります。
16	制度の概要	1.総論・制度概要	宿泊を伴う交通付旅行商品は宿泊施設で販売できるか、	できません。参画登録のある旅行事業者が販売します。
17	制度の概要	1.総論・制度概要	周遊型旅行商品は宿泊施設で販売できるか。	できません。参画登録のある旅行事業者が販売します。
18	制度の概要	2.実施期間	補助金が適用となる対象期間はいつですか。	2026年10月1日（木）宿泊分から2026年12月25日（金）宿泊分まで （12月26日（土）チェックアウトまで）です。 なお、熊本ふっこう応援割対象商品の販売開始日の2026年9月15日（火）以降かつ交付決定日以降に新規で予約がなされた対象宿泊商品が対象です。
19	制度の概要	2.実施期間	宿泊期間の一部に、本事業の対象期間外が含まれている場合は補助の対象になりますか。	宿泊契約に定められた宿泊期間の中に、対象期間外の日程が含まれる場合、当該宿泊契約（チェックイン～チェックアウトまで）すべてが補助対象外です。
20	制度の概要	2.実施期間	対象期間が、2026年12月25日（金）宿泊分（2026年12月26日（土）チェックアウト）までですが、2026年12月25日（金）から2連泊した場合、1泊目は補助の対象となりますか。	補助対象外です。 宿泊契約に定められた宿泊期間の中に、対象期間外の日程が含まれているためです。

2026年10月28日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
21	制度の概要	2.実施期間	宿泊日が月をまたぐ場合、補助金申請はチェックイン・チェックアウトのどちらが基準になりますか。	チェックアウト日を基準にしてください。 【例】 10月31日チェックイン、翌11月1日チェックアウト ⇒ 11月分で申請
22	制度の概要	3.既存の予約	既存予約は対象にできますか。	一切できません。 熊本ふっこう応援割対象商品の販売開始日の2026年9月15日（火）以降に新規で予約がなされた対象宿泊商品のみが対象です。
23	制度の概要	3.既存の予約	予約済みの宿泊ですが、熊本ふっこう応援割対象商品販売開始日以降に一旦キャンセルして新規で取り直す（キャンセルリブック）場合は対象となりますか。	熊本ふっこう応援割対象商品の販売開始日の2026年9月15日（火）以降に新規で予約がなされた対象宿泊商品のみが対象です。
24	制度の概要	3.既存の予約	本事業の対象とするため、既存予約記録を一旦取消し、新規で記録を作りたいが（キャンセル＆リブック）、既に取消料が発生する。取消料は負担してもらえるか。	取消料は負担しません。
25	制度の概要	4.本人確認	身分証明書の提示は必要ですか。	この事業において、本人確認のための身分証明書の提示は不要です。ただし、本事業の補助対象とするためには、宿泊当日、利用証明書に代表者による署名等が必要ですので、宿泊商品販売時に、宿泊者へその旨を必ず周知してください。補助対象商品にかかる当該利用証明書の取得は、対面にて行い、契約どおりの宿泊実態があること、同意事項や署名が宿泊代表者本人による自署であること、及びビジネス利用ではないことを確認してください。 なお、旅館業法第六条に規定する、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先などを記載すること等を免除するものではありません。
26	制度の概要	4.本人確認	居住地の確認は必要がありますか。	この事業においては不要です。 ただし、日本国内に住所を持たない外国人については、パスポートの提示など旅館業法上の対応を免除するものではありません。
27	制度の概要	4.本人確認	身分証明書のコピーを保存する必要がありますか。	不要です。利用証明書を保存ください。
28	制度の概要	4.本人確認	利用証明書への宿泊代表者の署名はいつもらいますか。	宿泊代表者と宿泊人数や宿泊料金を確認・合意するために、チェックインの際に取得をしてください。
29	制度の概要	4.本人確認	利用証明書（旅行会社経由用）への宿泊代表者の署名依頼・確認及び保存は宿泊事業者が行うのですか。	旅行会社やOTAを通じた契約の場合であっても、宿泊者（代表者）が宿泊日当日に署名した利用証明書（旅行会社経由用）の取得、確認及び保存を、宿泊事業者が行ってください。すべての補助対象商品について、利用実態を確認する必要があるためです。 利用証明書の取得を宿泊事業者が実施するにあたり、補助対象商品を販売する旅行会社やOTAは、事前に、宿泊事象者へ「当該宿泊が補助の対象である予約である旨」と「当該宿泊への補助の対象となる人数」を通知することを必須としております。 なお、補助対象の宿泊契約と合致した正しい利用証明書の取得、保存を行ってください。利用証明書は、直接契約用と旅行会社経由用とで内容が異なりますのでご注意ください。
30	制度の概要	4.本人確認	宿泊商品を旧姓で予約しましたが、当日新姓である場合はどうすればいいですか。	補助対象の宿泊契約上の宿泊者氏名と、実際の宿泊者本人の氏名は、原則同一である必要があります。
31	制度の概要	4.本人確認	両親にプレゼントする宿泊の手配を子が行う場合、どのように予約をしたら良いですか。	補助対象の宿泊契約上の宿泊者と、実際の宿泊者は、同一である必要があります。 実際に宿泊する者の氏名（両親の氏名）で予約してください。
32	制度の概要	5.販売補助金全般	販売補助金算出の基となる宿泊料金等は税込価格ですか、税抜価格ですか。	税込価格です。税込の宿泊料金をもとに60%を乗じます。 宿泊税・入湯税は補助対象外ですので、宿泊料金に含めないでください。
33	制度の概要	5.販売補助金全般	入湯税や宿泊税などは含めることができますか。	できません。 宿泊税・入湯税は補助対象商品の補助対象宿泊料金に含めることができませんので、原則、宿泊税・入湯税を含まない宿泊商品を設定してください。 宿泊税・入湯税を含んだ宿泊商品が設定されている場合には、宿泊税・入湯税を除いた宿泊料金をもとに販売補助額を算出してください。
34	制度の概要	6.販売補助金の算出	販売補助金を60%未満に設定してよいですか。	補助金額の割引率は制度で決まっており、宿泊事業者都合で変えることはできません。 本事業においては、宿泊料金の60%の販売補助を行うことと定められています。 ただし、１円未満切り捨て等の算出において60%とならない場合は許容されます。
35	制度の概要	6.販売補助金の算出	宿泊申込の全員を補助対象としたいが、予算枠が足りません。 販売補助額を減額してもいいですか。	減額はできません。FAQ34に記載のとおり、本事業においては、60%の販売補助を行うことと定められています。 なお、熊本県から割り当てられた交付額により、補助対象となる宿泊者全員の宿泊料金に対して60%の割引ができない場合は、宿泊事業者の判断において、その一部の宿泊者の宿泊料金のみを60%割引とし、宿泊者（代表契約者）に同意を得るようにしてください。
36	制度の概要	6.販売補助金の算出	子供や乳幼児は対象となるのでしょうか。	原則として、子供や乳幼児も1名として宿泊者数に含めることができます。 ただし、無料の子供・乳幼児を含む場合、販売補助額の算出にあたっては、宿泊者全員の補助対象宿泊代金を基準として計算する必要があります。補助額の算出方法については、宿泊事業者向けマニュアルP6～7の考え方に従ってください。
37	制度の概要	6.販売補助金の算出	大人と子供の宿泊料金が異なる場合、販売補助金はどのように計算すればいいですか。	宿泊料金の異なる参加者も合算し、宿泊料金の総額をもとに算出します。
38	制度の概要	6.販売補助金の算出	添乗員やガイド（乗務員）を宿泊者数に含んで補助金申請はできますか。	宿泊者数（補助対象人数）に添乗員・ガイドを含めることはできません。
39	制度の概要	6.販売補助金の算出	販売補助金の算出における端数の処理は具体的にどのようになりますか。	1円単位を基本とします。1円未満を切り捨てとして計算してください。

2026年10月28日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
40	制度の概要	6.販売補助金の算出	販売時と宿泊当日で補助対象人員が変わってしまいました。販売補助額の算出基準となる補助対象宿泊料金合計はどう計算すればいいですか。	販売補助額の算出基準となる補助対象宿泊料金合計とは、補助対象となる宿泊者の宿泊料金総額です。 宿泊当日、一部人員が不参加により補助対象外となった場合、「宿泊者個別の補助対象宿泊料金合計」のみが適用され、不参加になった宿泊者の宿泊料金・人員を、補助対象宿泊料金・補助対象人員から減じ、再計算する必要があります。 【例】 販売時の補助対象宿泊料金合計60,000円（大人２人×25,000円/人、子供１人10,000円）の宿泊商品の販売補助額は36,000円だったものの、当日大人1名が不参加により補助対象外となった場合、補助金対象宿泊料金合計は60,000円-25,000円＝35,000円に、補助対象人員は2名になります。結果、補助額は21,000円に減額します。
41	制度の概要	7.泊数制限	泊数制限はありますか。	泊数制限はありません。 ただし、「１宿泊契約１人あたり」の割引上限額は、泊数に関係なく20,000円です。 ※チェックインからチェックアウトまでを１宿泊契約と定義します。
42	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	自社の宿泊商品に「宿泊割引クーポン」を併せて適用したいのですが可能ですか。	併用は可能ですが、宿泊料金を自ら決定する宿泊事業者が、本事業の対象となる自らの宿泊商品に対して割引クーポンを適用させる場合は、宿泊料金から「割引クーポン」による割引額を引いた後の価格をもとに販売補助額を算出します。 【計算例】 宿泊料金15,000円に、割引クーポン5,000円を適用させる場合 販売補助額は（15,000円（宿料代金）-5,000円（割引クーポン））×60%＝6,000円
43	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	自社のポイントを付けた宿泊商品は、補助の対象となるのですか。	宿泊料金の価格決定が可能な（価格決定権のある）宿泊事業者が、本事業の対象となる自らの商品に限定して、ポイントを付与することはできません。
44	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	ポイント付きの商品としても問題ないのはどのような場合ですか。	本事業開始前より、恒常的に、顧客販促や広くすべての宿泊者に適用される事業者が付与するポイント類については制限しません。 【例】 ・宿泊申込者全員に宿泊代金の3%がポイントとしてシステムから自動付与されるもの ・宿泊料金の価格決定権のない事業者から、特定商品に限定せず付与されたポイント
45	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	宿泊料金を各種ポイントやマイル、ギフト券等で支払は可能ですか。	名称の如何を問わず、宿泊者個人が保有するポイント類、宿泊券、ギフト券などを、現金やクレジットカードと同様の支払手段として利用することは可能です。宿泊料金より販売補助金を差し引いて算出した宿泊者支払額に対して現金同様に利用できます。
46	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	熊本ふっこう応援割以外の補助制度（市町村割等）を併せて適用したいのですが、販売補助額の計算方法を教えてください。	市町村等の補助制度を先に適用し、その後熊本ふっこう応援割の補助制度で割引を行ってください。 【市町村割等を併用する場合の計算例】 12,000円の宿泊で、市町村が3,000円引きする場合 熊本ふっこう応援割補助額：（宿泊代金12,000円ー市町村割3,000円）× 60% = 5,400円
47	制度の概要	9.変更・キャンセル	ノーショウの場合、補助金の申請はどのようになるのですか。	宿泊料金全額を収受していたとしても、実際の参加がない場合は補助の対象外です。取消された宿泊に対して、補助金の申請はできません。この場合は、通常通り各宿泊事業者の約款等に沿って取り扱ってください。
48	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	換金性の高いものとは、どのようなものですか。	一般的に流通性が高く、現金同様に使用できたり、現金化が可能であったり、又は払い戻しができたりする商品や金券類のことです。このような商品や金券類は補助の対象となる旅行商品に含めることはできません。 （例、QUOカード等のプリペイドカード、ビール券、おこめ券、旅行券、商品券等） ※取扱マニュアルP9参照
49	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	取扱マニュアルＰ９金券類のうち、アに記載の「館内利用券」について、具体的に教えてください。	次の条件をすべて満たした「館内利用券」については、金額の記載があっても宿泊商品に含めることができます。 ①館内利用券の使途となる物品やサービスの価額が当該宿泊料金の水準を超えないこと ②宿泊者自身が宿泊期間中に使用すること ③宿泊施設内及び宿泊施設の一部として同一敷地内で展開する店舗で利用する物品やサービスあること（併設・隣接する店舗やテナント店舗は対象外） ④③に規定する店舗に限って使用可能であること（他の場所にある提携施設との共通利用券等は対象外） 【例】 〇宿泊施設の土産品コーナーなど館内でのみ利用可能な1,000円券（当該宿泊費への充当不可） ✕宿泊施設に併設するショッピングモール内で利用可能な1,000円券 ✕利用者や利用期間（宿泊期間中）が定められていない1,000円券 ✕ブティック、コンビニエンスストア、薬局など宿泊施設内のテナントや近隣の店舗で使用できる1,000円券 ✕宿泊施設外の別店舗でも使用できる1,000円券や、複数の加盟店で利用できる共通商品券1,000円券　等
50	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	取扱マニュアルＰ９金券類のうち「（イ）使途が具体的に特定されている、又は限定された複数の使途の中からひとつを選択して利用するものである」とは具体的にどういうものですか。	次の具体例のとおり、使用用途が「特定」又は「限定された中から選択」するものを指します。 この条項趣旨は現金同様に宿泊者が自由に使途を決められるような使い方ができる金券の排除です。 【例】 〇A定食の夕食引き換え券 = 使途が「特定」されているもの 〇5つの夕食セットメニューの中からひとつを選択 = 使途が「限定された中から選択」するもの ×商品券 = 使途が特定・限定されていないため不可
51	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	宿泊サービスに加えることができる物品やサービスについて、取扱マニュアルＰ５に記載の「宿泊料金相当額を超えないことを目安とし」とは具体的にどういうことですか。	宿泊商品に含まれる物品やサービスの価額は、当該宿泊商品に含まれる宿泊料金相当額を超えないことを目安としてください。なお、1円でも超えたら対象外という線引きではなく、社会通念上の観点から総合的に判断します。 【例】 〇通常の宿泊料金4,500円のホテルにおいて、宿泊に4,500円のマッサージを付けて9,000円で販売。 ×通常の宿泊料金2,500円の民宿において、10,000円の地場フルーツのお土産を付けて12,500円で販売。
52	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	宿泊商品にお土産を含む場合、どのような内容の物品であればいいですか。	基準として下記すべてを満たすものと考えられます。 (1)　社会通念上、お土産とされる物品が対象であること（試食品などお土産品としての体裁が整っていないもの、ごく廉価な物品の提供のみという形式的に提供されているようなもの等は補助の対象外）。 (2)　当該旅行目的地に相応な物品であること。 【不可例】旅行目的地が熊本県である旅行商品に、熊本県では獲れない毛ガニのお土産を含める。 (3)　宿泊期間中の引き渡しに限り、かつ現地以外での引き渡しが一切ないこと。 (4)　宿泊施設に付随した物品の場合、当該施設内で通常販売している物品であること。 (5)　通常の商習慣に照らし相応な対価を支払って調達する物品であること。 (6)　物品（お土産）の価額が当該旅行商品に含まれる宿泊料金相当額を超えないこと。

2026年10月28日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
53	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	各種免許、ライセンスや資格取得費用を含む宿泊商品は補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 ただし、宿泊商品が、各種免許、ライセンス、資格の取得を目的とした物品やサービスの代金と明確に切り分けて販売されていれば、当該宿泊商品は本事業の補助の対象とします。 一方、各種免許、ライセンス、資格の取得ではなく、宿泊先でアクティビティをすること自体（体験型アクティビティ）が主たる目的であることを明示している宿泊商品の場合は、本事業の補助の対象です。 【例】 ×運転・操縦免許等取得費用を含む宿泊商品 ×ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊商品 〇ダイビング体験付の宿泊商品 〇陶芸体験付の宿泊商品
54	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	各種体験アクティビティ（陶芸体験やゴルフ体験等）を目的とした宿泊商品は補助の対象となりますか。	補助の対象です。 各種免許、ライセンス、資格の取得ではなく、宿泊先でアクティビティをすること自体（体験型アクティビティ）が目的となることを明示している宿泊商品の場合は、本事業の補助の対象です。 【例】 〇ダイビング体験付の宿泊商品 〇陶芸体験付の宿泊商品 ×運転・操縦免許等取得費用を含む宿泊商品 ×ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊商品
55	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	OTA等で既に補助金適用された宿泊商品を仕入し、自社の宿泊商品に組み込んで販売したいが、補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 二重に補助金を適用することはできませんので、補助金申請する宿泊商品に、補助金適用済み商品を組み込むことはできません。
56	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	宴会コンパニオンサービスを含む商品は補助の対象になりますか。	接待等を伴う宴会コンパニオンサービスを含む商品は補助の対象外です。
57	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	性風俗関連特殊営業、接待飲食等営業、麻雀店、パチンコ店等における遊技等の利用を含む商品は補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 風営法の適用を受ける性風俗関連特殊営業、接待飲食等営業及び遊技場営業に基づく施設の利用を含む宿泊商品については対象外です。
58	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	宿泊者が、宿泊施設での滞在時に追加で支払を行った費用は、補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 あらかじめ宿泊料金に含まれている物品・サービスが補助の対象です。 （例）1泊朝食付き宿泊商品として申し込み、宿泊施設滞在時に夕食を追加で注文した場合 〇朝食代金を含めた宿泊料金は補助の対象です。 ×現地で追加した夕食代金や追加飲み物代は補助の対象外です。 なお、宿泊施設のチェックアウト時に「商品に事前に含まれている物品・サービス」と「現地で追加した物品・サービス」の代金を合算して支払う場合であっても、補助対象となるか否かの考え方は同じです。
59	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	「入場券」「入園券」を含む宿泊商品は補助の対象ですか。	入場券・入園券の内容により異なります。 （対象となる条件） 次の条件を満たした場合 ・当該宿泊目的地に相応であること ・宿泊期間内の利用に限定されていること なお、対象外となる場合の具体例は次のとおりです。 （具体例） ×宿泊開始日から1年間有効なフリーパス ×宿泊目的地とは関連しないエリアのテーマパークチケット

2026年10月28日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
60	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	「スポーツ観戦」「演劇鑑賞」を目的とする宿泊商品は補助の対象ですか。	補助の対象です。 ただし、観戦チケット付き宿泊プランなど、チケットが含まれる場合は、当該チケットの価額が当該宿泊料金の水準を超えないこと、リセールや転売ができないものである必要があります。
61	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	カラオケの利用を含んだ宿泊商品は補助の対象になりますか。	補助の対象です。ただし、予め手配され宿泊料金に含まれている場合です。
62	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	取扱いマニュアルP8「宿泊実態を捏造していないこと」とは具体的にどのようなことでしょうか。	実態のない宿泊を、あたかもあったかのように装い、補助金申請することはできません。 実際の参加者より多い人数や架空の宿泊者名で申請することもできません。 必ず宿泊実態の伴った内容で補助金申請を行ってください。
63	制度の概要	10.補助対象とする宿泊商品の基準・考え方	取扱マニュアルP8「宿泊料金の水増し」とは、具体的にどのようなことでしょうか。	①「一般的に流通性のある」商品や金券類を宿泊料金に含めることは、宿泊料金を不当に水増しする行為と判断します。本来の宿泊料金を水増すことは、宿泊料金をもとに算出する販売補助金額を不当に多く引き出す不正行為です。 ・現金又は現金同様に使用できるもの（換金性の高いもの） ・現金化又は払い戻しができるもの（普通乗車券等） ②割引を行うことを想定して宿泊料金を引き上げ、宿泊者にとって同じ代金で販売する行為は、引き上げた宿泊料金をもとに販売補助額を算出することで、販売補助額を不当に多く引き出す不正行為です。
64	制度の概要	15.ビジネス利用	ビジネス利用は対象ですか。	対象外です。
65	制度の概要	15.ビジネス利用	ビジネス利用とする判断基準はなんですか。	宿泊者の申し出によります。宿泊者がチェックイン時に署名する「利用証明書」には、ビジネス利用でない旨のチェック欄があります。利用証明書の取得は、対面にて行い、ビジネス利用ではないことを確認してください。 ビジネス目的の宿泊であった場合、承認後であっても、補助の対象外として承認取消を行い、補助金を返還いただきます。 なお、行政機関等の公費出張、教育旅行における引率者（教職員・添乗員）・同行者（乗務員・同行カメラマン）の旅費ついては、補助対象外です。
66	マイページ	17.予算枠	宿泊事業者毎に予算枠が設定されているが、補助額が足りない場合はどうしたらいいですか。	交付決定額を超えての交付はいたしません。計画的に販売してください。
67	マイページ	17.予算枠	予算枠は希望すれば増枠できますか。 また、7県間での予算枠の転用は可能ですか。	本事業については、事業予算の規模に鑑み、参画を承認されたすべての宿泊事業者に予算枠を設定しております。予算枠は県ごとの設定ですので、他県への流用はできません。また、予算枠の追加につきましては、宿泊事業者からの要望に必ずしもお応えできるとは限りません。
68	マイページ	17.予算枠	「熊本ふっこう応援割」適用の販売枠が完売した場合はどうしたらいいですか。	メール（r8-001@kumamoto2026-ouenwari.com）又は電話（0800-111-9449）にてご報告ください。 公式ホームページの宿泊施設一覧を「完売」表示に切り替えます。
69	マイページ	19.ログイン	複数人で事業者マイページを管理したいが、ログインの認証コードは担当者のアドレスにしか届かないのですか。メールアドレスをふたつ以上登録できないのですか。	ひとつのアカウントにつき、ひとつのメールアドレスしか登録できません。サブアカウントを作成し、それぞれのサブアカウントから事業者マイページへログインをお願いします。マスターアカウントの企業情報のタブにある「ユーザー管理」からサブアカウントの作成が可能です。
70	マイページ	19.ログイン	事業者マイページにログインする際、二段階認証コード入力画面へ進めないのですがどうすればいいですか。	ログインID/アカウント/パスワードに誤りがないか再度お確かめください。認証コードが発行された際は、認証コードの入力画面に変わります。 ※有効期限は、1段階目のログインを行ってから30分間です。
71	マイページ	19.ログイン	申請時に設定したログイン用パスワードを忘れたため、再設定の手続きをしたがメールが届きませんがどうすればいいですか。	ログインID・アカウント・メールアドレスに誤入力がないか確認ください。また、メールが届くまで多少のお時間をいただく場合があります。
72	マイページ	19.ログイン	5回連続して二段階認証の認証コードを間違ったため、アカウントがロックされてしまった場合はどうすればいいですか。	約10分で解除されますので、再度ログインを行ってください。
73	マイページ	19.ログイン	事業者マイページのログイン時に認証コードを何度も送信してしまった場合は、どうすればいいですか。	必ず最新の認証コードを入力してください。なお、認証コード入力時は認証画面をそのまま残していただき、別ウィンドウ又は新規のタブでメール（認証コード）をご確認ください。二段階認証メールはログインごとに配信されます。
74	マイページ	19.ログイン	二段階認証はログインするたびに毎回必要になるのですか。	毎回必要です。
75	マイページ	19.ログイン	マスターアカウント（親）でログインする場合は、二段階認証の認証コードはどのアドレスに送られるのですか。	事業者マイページで「担当者」欄に登録されているメールアドレスのみに送信されます。
76	マイページ	19.ログイン	サブアカウント（子）でログインする場合は、二段階認証の認証コードはどのアドレスに送られるのですか。	サブアカウント（子）作成時に設定したメールアドレスのみに送信されます。
77	マイページ	19.ログイン	ログイン時にマスターアカウント（親）の「アカウント」名を忘れたが、どうしたらいいですか。	ログインIDとアカウントは同じTから始まる8桁の事業者コードとなります。事業者登録審査結果の通知メールに記載しておりますので確認ください。
78	マイページ	19.ログイン	ログイン時にサブアカウント（子）の「ID」「アカウント」名を忘れたが、どうしたらいいですか。	サブアカウント（子）の「ID」はマスターアカウント（親）と同じです。 サブアカウント（子）の「アカウント」名はマスターアカウント（親）の画面の「ユーザー管理」から確認できます。
79	マイページ	19.ログイン	サブアカウント（子）を利用して複数人が同時に事業者マイページにログインすることは可能ですか。	可能です。
80	マイページ	19.ログイン	事業者マイページのログイン時に認証コードの画面までは進めたが、メールに記載の認証コードを入力してもエラーになった場合はどうすればいいですか。	認証コードは最新のものであるか、また、スペースが入っていないか、半角で入力されているかを確認ください。なお、お使いのパソコンの設定によっては前回利用された認証コードが自動入力されてしまう場合があります。
81	マイページ	19.ログイン	二段階認証コード入力画面へは進めたが認証コードが送られてこないのはどうしてですか。	登録いただいたメールアドレスへお送りしておりますので登録のアドレスに間違いがないか確認ください。また、ドメイン指定受信の設定の有無、迷惑メール等への自動振り分けがなされていないかなどにつきましても確認ください。
82	マイページ	19.ログイン	二段階認証コードが分からなくなったので6桁の数字を教えてください。	セキュリティの観点からお答えいたしておりません。
83	マイページ	19.ログイン	事業者マイページのタイムアウト時間（ログオフまでの無操作時間）を教えてください。	ログイン後、何も操作せず120分経過すると自動的にログアウトします。
84	マイページ	20.アカウント	サブアカウント（子）で企業情報を修正できますか。	修正は可能です。
85	マイページ	20.アカウント	サブアカウント（子）から企業情報を編集しましたが、変更通知メールはどこに来ますか。	マスターアカウント（親）の担当者アドレスのみに変更通知が届きます。
86	マイページ	20.アカウント	サブアカウント（子）はマスターアカウント（親）からしか登録できないのですか。	ご認識の通りです。サブアカウント（子）の作成はマスターアカウント（親）で作業してください。
87	マイページ	20.アカウント	削除したサブアカウントを復活したいが、マスターアカウントの「ユーザー管理」で削除済のサブアカウントが検索しても出てこないのはなぜですか。	「ユーザー管理」での検索時に「削除」にチェックを入れた状態で検索してください。（削除したアカウントを表示させる場合は、チェックマークの入力が必要です）
88	マイページ	20.アカウント	サブアカウント（子）から販売申請はできますか。	可能です。
89	補助金申請	21.申請手続き	補助金申請書をFAXやメールで報告することは、可能ですか。	いずれも受け付けておりません。 事業者マイページより申請ください。
90	補助金申請	21.申請手続き	予算枠が足りないため申請できませんが、どのようにしたらいいですか。	配分された予算内で収まる申請のみ受け付けます。
91	補助金申請	22.保存書類	各書類の保存については「紙」での保存が必要ですか。	紙又は電子データで保存ください。

2026年10月28日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
92	補助金申請	22.保存書類	「宿泊料金の請求から入金までの証明ができる書類」について、OTAで、宿泊者が現地決済した場合はどうしたらいいですか。	OTA経由か否かを問わず、宿泊料金の請求から入金までの経緯が証明できる書類等が必要です。国、県及び事務局の求めがあった場合は請求明細書や領収証などをご提示ください。なお、国、県及び事務局の求めがあり、OTA等から照会があった場合も含みます。
93	補助金審査管理システム	27.審査状況	事前に審査が通るのか知りたいのですが、確認方法はありますか。	事前の確認方法はございません。審査の結果のみ回答しております。

2026年10月28日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
94	制度の概要	28.説明会FAQ	今後、補助金の追加配分はありますか。	現時点（10/26）では執行状況が見えていないため、まずは10月分の実績及び11月・12月の執行見込を確認したいと考えております。また、10月分の実績報告は11月15日が締切となっていますが、可能な限り早めの報告をお願いします。実績を確認したうえで、執行状況等に応じた再配分を検討します。
95	制度の概要	28.説明会FAQ	配分額はどのような基準で決定されていますか。	配分額は、できる限り公平な配分となるよう、各宿泊施設の最大収容人数を基準に算出しております。
96	制度の概要	28.説明会FAQ	第２期・第３期の配分額や追加配分はどのように通知されますか。	第２期分、第３期分は自動的に配分されるものではありませんので、追加配分が必要な場合は、事務局まで 電話またはメールでご連絡ください。
97	制度の概要	28.説明会FAQ	配分額の利用時期は決まっていますか。	対象期間内（12月25日宿泊分まで）であれば、販売方法・時期等は事業者様にてお決めいただいて構いません。
98	制度の概要	28.説明会FAQ	宿泊者と予約者が異なる場合、実績内訳シートはどのように記載すればよいですか。	実績内訳シートは実際に宿泊された方の氏名に基づき管理してください。 ただし、補助対象の宿泊契約上の宿泊者と、実際の宿泊者は、同一である必要があります。 ゆえに、予約者自身が宿泊しない場合は、予約時点で、実際の宿泊者を代表者として予約してください。
99	制度の概要	28.説明会FAQ	利用証明書は誰が発行しますか。	利用証明書は、販売経路にかかわらず、宿泊事業者で発行してください。
100	制度の概要	28.説明会FAQ	実績報告の受付期間を教えてください。	当月宿泊分は月末締めとし、翌月１５日までに実績報告を行ってください。 ＊月をまたぐ旅行の場合は、帰着日基準で申請してください。 例えば、10/30～11/1の宿泊の場合、11月末締めで12月15日までに報告となります。 ＊販売実績のない月については、報告不要です。 詳細は補助金申請マニュアルのＰ５をご確認ください。
101	制度の概要	28.説明会FAQ	補助金はいつ入金されますか。	実績報告書類の確認・審査完了後、順次お支払いします。なお、実績報告は翌月15日締切としており、10月分の 実績報告期限は11月15日までです。提出いただいた書類の確認・審査後、不備等がなければ11月末日までに お支払いする予定です。
102	制度の概要	28.説明会FAQ	実績シートや申請書の記入方法がわかりません。	補助金申請マニュアルに詳しく記載しています。 実績内訳シートの記入方法についてはマニュアルの７ページから記載説明しています。 ご注意いただきたいのは、マクロの適用についてです。CSV変換のためにはマクロの有効化の設定が必要に なります。そこについても７ページに記載しています。 詳しい記入方については、８ページから１２ページをご参照ください。 申請書については、事業者マイページのＴＯＰ画面の「補助金申請」をクリックして手続きをお願いします。 補助金申請マニュアルの１３ページ以降に詳しく記載していますので、マニュアルに沿って記入をしてください。 ご不明な点は事務局にお電話ください。
103	制度の概要	28.説明会FAQ	実績シートのExcelファイルで「＃NAME？」 エラーが表示されます。	Excelのバージョンやマクロ設定などが原因の場合があります。 入力画面のチェックボックスを含めて、複数個所で正しいデータが入力されていない場合、エラー表示が 出ますので、メッセージの内容に従い、エラーが表示されなくなるまで作業を繰り返し行ってください。 【例】 ・申請報告月と明細の帰着日が合わない ・宿泊地と宿泊施設管理番号（Dで始まる番号で、専用サイトの宿泊事業者一覧に記載されている番号です）が 合わない。 ・複数日程宿泊し、宿泊日が重複している。 ・空欄がある ・割引率が６０％を超える。 ・補助金申請額が上限額を超える。 ・宿泊税や入湯税の含まれた合計額で補助金額が算出されている　　など
104	制度の概要	28.説明会FAQ	説明会録画の提供はありますか。	近日中に公式サイトに掲載します。
105	制度の概要	28.説明会FAQ	利用証明書を未取得の場合、補助対象になりますか。また、事後証明をもらうことは可能ですか。	利用証明書を未取得の場合は対象外です。利用証明書は本人確認を行うとともに、ビジネス利用でないことを確認し、不正防止をするためのものです。このため、チェックアウト後に事後的に利用証明書を取得した場合も補助対象とはなりません。
106	制度の概要	28.説明会FAQ	第2期配分の申請方法を教えてください。	第1期配分額利用後に事務局まで電話・メールにてご連絡ください。
107	制度の概要	28.説明会FAQ	同一宿泊者の週末ごとの利用の取り扱いについて教えてください。	チェックインからチェックアウトまでを1宿泊契約として取り扱います。
108	制度の概要	28.説明会FAQ	連続する別予約と1宿泊契約の取り扱いの違いについて教えてください。	チェックアウト後に改めてチェックインする場合は、連続している場合でも別の1宿泊契約として取り扱います。
109	制度の概要	28.説明会FAQ	自社WEB予約サイトでの割引額の価格表示をしてもよいですか。	可能です。ただし、通常価格と割引の内容・金額を旅行者へ明示ください。
110	制度の概要	28.説明会FAQ	補助金申請マニュアルの表示時期について教えてください。	10月21日より公式サイトにて公開しています。
111	制度の概要	28.説明会FAQ	住宅宿泊事業者の販売開始遅れに伴う実施期間延長を希望します。	現時点（10/26）において、熊本ふっこう応援割の実施期間延長は予定していません。
113	制度の概要	28.説明会FAQ	チェックイン時の利用証明書の発行先について教えてください。	利用証明書は、宿泊事業者が宿泊者から取得・保管を行なうものです。